

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士

小川 富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



挑戦する中小企業 応援パッケージを策定

経済産業省は、中小企業のコロナ資金繰り支援を柱とする「挑戦する中小企業応援パッケージ」を策定した。

「将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援」では、セーフティネット保証4号の新規融資のみでの利用は9月末で終了とし、借り換え目的での利用を当面は12月末まで継続する。

また、日本政策金融公庫による「コロナ資本性劣後ローン」は、貸付限度額を引き上げの上、来年3月末まで申込期限を延長するとともに、スーパー低利・無担保融資は、金利引下げ幅を縮小しつつも、同様に来年3月末まで申込期限を延長する。

物価高騰対策のセーフティネット貸付における金利引下げ措置については、来年3月末まで申込期限を延長することも決めた。

「赤字法人率」65・3% 「コロナ支援などで過去最小

国税庁が公表した「国税庁統計法人税表」によると、2021年度の赤字法人（欠損

企業も少なくないとみられている。

中小企業のための「生成AI活用入門ガイド」を発行

東京商工会議所は、「中小企業のための『生成AI』活用入門ガイド」を発行した。

ガイドでは、ChatGPT（チャット・ジーピーティ）を代表とする生成AIについて、基本的な仕組みから中小企業の経営・業務への影響、生成AIサービスの一例、活用方法や利用手順、個人情報や著作権の扱いなどの利用時の注意事項までを分かりやすく説明している。

また、具体的な経営・業務を想定した活用法や中小企業での活用事例も紹介している。ガイドは同所ホームページから無料でダウンロードできる。〈中小企業のための『生成AI』活用入門ガイド〉

<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1200434>

マイナ保険証

「マイナ保険証」とは、病院や薬局で健康保険証として利用できるよう登録を済ませたマイナンバーカードのこと。

2023年4月より医療機関でマイナンバーカードの保険証利用ができるようになった。また、政府は2024年秋までに現行の健康保険証を廃止することを目標に掲げており、マイナンバーとの連携による利便性の向上を推し進めている。マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができるなどのメリットがある一方、システムが導入されている医療機関・薬局でしか利用できないなどのデメリットもある。





インボイス制度と 独占禁止法・下請法

公取委がQ&A作成

公正取引委員会は、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に際して免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、関係省庁と共同で作成した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」において考え方を明らかにしています。そこで今号では、「インボイス Q & A」の中からインボイス制度の実施に関連して、独占禁止法・下請法違反につながるおそれのある行為等について取り上げます。

●独禁法違反が疑われる事例●

○発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、ただちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないように注意する必要があります。

■取引対価の引下げ■
取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限され

る金額について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担も考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

※免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

■取引の停止■

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施に伴い、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となる可能性があります。

■登録事業者となるような

通告・強制等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかしながら、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告（強制）することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となる可能性があります。

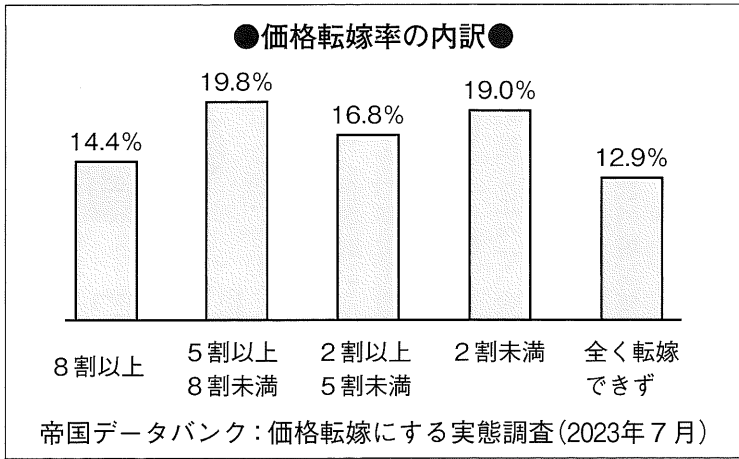


価格転嫁率は43・6% 「全く転嫁できず」13%

■帝国データバンク調査

2023年7月現在

帝国データバンクが実施した価格転嫁に関する企業調査によると、コスト上昇分に対する販売価格への転嫁度合いを示す「価格転嫁率」は43・6%であることが分かりました。前回調査(2022年12月)より3・7ポイント改善しましたが、依然約6割のコストを企業が負担している状況が続いています。そこで今号では、価格転嫁に関する企業調査の概要を紹介いたします。



帝国データバンクは、企業がコスト上昇分を販売価格やサービス料金にどれだけ転嫁できたかを示す「価格転嫁率」の調査結果(2023年7月現在)を発表しました。それによると、コスト上昇分に対する販売価格への転嫁度合いを示す「価格転嫁率」は43・6%でした。これは、コストが100円上昇した場合に43・6円しか販売価格に反映できていないことを示しています。「価格転嫁率」は2022年12月に実施した前回調査(39・9%)より3・7割転嫁が進みましたが、依然6割弱のコストを企業が負担している状態が続いています。自社の主な商品・サービスで、コストの上昇分を販売価格やサービス

料金にどの程度転嫁できているかと聞いたところ、コスト上昇分に対して「多少なりとも価格転嫁できている」は74・5%。内訳をみると、「5割以上8割未満」が19・8%で最多。「2割未満」(19・0%)、「2割以上5割未満」(16・8%)、「8割以上」(14・4%)と続いています。一方、「全く価格転嫁できない」は12・9%。前回調査より3・0ポイント低下しましたが、現時点でも価格転嫁が全くできていない企業が1割を超えている実態が明らかになりました。

■卸売業中心に価格転嫁進む

業種別では、卸売業を中心に価格転嫁が進んでいるようです。新型コロナウイルス感染症が「5類」に分類され、4年ぶりに行動制限がなくなったことで、飲食店や旅館・ホテル、旅客輸送、イベント関係といった業種では、人の増加やインバウンド需要の拡大により景況感は回復し始めています。価格転嫁率では、「紙類・文具・書籍卸売」が65・7%でトップ。「鉄鋼・非鉄・鋳業製品卸売」(64・3%)、「化学品卸売」(63・1%)が続いています。価格転嫁率が6割を超えているのはいずれも卸売業です。

一方、競合他社が多く価格を上げにくい業界では、自社の商品・サービスの価格値上げによって、「取引企業や最終消費者の顧客離れを危惧し価格転嫁に踏み切れない」「値上げ交渉自体が行えない」「むしろ値下げを要求された」といった声も聞かれました。

また、電気料金やガソリン・軽油を含むエネルギー価格の高騰は、企業収益を圧迫し続けています。令和5年度の最低賃金も昨年度から全国平均で43円引き上げとなる見込みで、販売価格への転嫁ができなければ、中小企業へのさらなる負担増が予想されます。

仕入れ価格の高騰への対応や、中小企業が賃上げを行うためには、価格交渉、そして価格転嫁の実現が不可欠といえます。このほか、帝国データバンクの集計では、価格転嫁を取引先から拒絶されたり、僅かな値上げしか認めてもらえず、結果的に経営破綻を余儀なくされた「値上げ難型」の物価高倒産は少なくとも23件(2023年1-7月)判明し、前年同期の12件に比べて倍増ペースで推移しているなど、価格転嫁が厳しい企業の倒産が目立っています。



令和4年度 「企業版ふるさと納税」寄附実績 前年度比1.7倍の8390件

内閣府がこのほど公表した地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の令和4年度の寄附実績によると、同年度の寄附件数は前年度に引き続いて「金額」、「件数」とともに大きく増加。前年度と比べて、金額は約1.5倍の341.1億円、件数は約1.7倍の8390件となり、寄附金額・寄附件数の増加傾向が続いていることが明らかになりました。

寄付総額と寄付件数の推移（直近3年）

R2年度 (税制改正 の施行)	R3年度	R4年度
110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	341.1億円 (+51%)
2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	8,390件 (+70%)

増加要因としては、令和2年度税制改正における税額控除割合の3割から6割への引き上げ、併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大、認定手続きの簡素化などの大幅な制度見直しによって、企業の寄附インセンティブが増大したことなどが挙げられます。

また、寄附を行った企業数は、前年度の約1.5倍となる4663社。寄附を活用した団体数は約1.3倍の1276団体となり、寄附税制の裾野が拡大していることが伺えます。

寄附金の使い途（寄附を活用した事業の分野別実績額）の上位をみると、「しごと創生」（地域産業振興、観光振興、農林水産振興、ローカルイノベーション、人材の育成・確保等）が約192億円、「まちづくり」（小さな拠点、コンパクトシティ）が約96億円、「地方への人の流れ」（移住・定住の促進、生涯活躍のまち等）が約33億円などとなっています。

10月の税務と労務

一税務

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月16日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- ★8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…10月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日
- ★2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…10月31日

一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…10月31日

プロアクティブ人材

人材を「資本」として捉えて企業経営を行う「人的資本経営」が注目を集めています。この人的資本経営において重要なのが自ら考え、主体的に行動し、自律的に自らのキャリアを構築していく「プロアクティブ人材」です。上からの指示を待つだけではなく、現場での変化の兆しを捉え、イノベーションにつながる行動を自らとれる人材といえます。▼チャレンジングな行動は、結果的に失敗に終わるリスクもあります。そのようなときに失敗をことさらに責め立て

るような企業風土では、プロアクティブ人材は育ちません。失敗を恐れるあまり、主体的に行動を起こさない「指示待ち社員」になってしまいます。▼会社としてプロアクティブ人材を育成したいのであれば、チャレンジングな行動を積極的に評価する土壌をつくる必要があります。「トライアンドエラー」を繰り返す社員を評価し、仮に失敗したとしても、それを責めずに新しいチャンスを与えることが「人的資本経営」の基本といえます。